

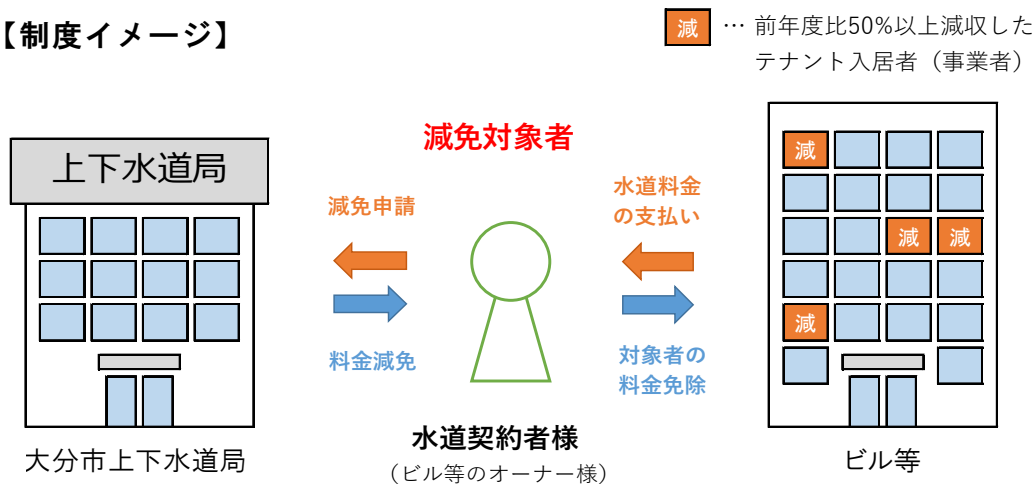
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収したテナント入居者（事業者）の水道料金相当額を減免いたします！（2月又は3月請求分）

制度の概要

ビル等のオーナー様の水道料金を減免し、当該ビル等に入居する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収したテナント（事業者）の方の水道料金相当額を免除していただく制度です。

ビル等のオーナー様におきましては、対象者の皆様への水道料金の免除にご協力をお願い申し上げます。

【制度イメージ】



減免の対象者

申請者（ビル等のオーナー様）が大分市と水道の契約を結んでいるお客様で下記の要件に該当する場合。

- ① 申請者(ビル等のオーナー様)が当該物件の新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の全額免除(令和3年2月又は3月請求分)を受けていないこと
- ② テナント入居者(事業者)の売上が令和2年12月～令和3年2月いずれかの月において、前年同月比で50%以上減少していること

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。
(6月又は7月請求分の免除を受けられた方も対象となりますが、再度申請が必要となります)

減免となる料金

2月に請求する「水道料金」(12月・1月使用水量分)

3月に請求する「水道料金」(1月・2月使用水量分)

オーナー様に支払った水道料金相当額を

減免

〈 減免となる金額 〉

- ① 前年度比で50%以上減収したテナント入居者数をビルの戸数で除して得た料金
- ② テナント入居者がビルオーナー様に支払った水道料金分かる場合はその金額

※下水道使用料については免除対象になりませんのでご注意ください。

提出書類

ア. 水道料金減免申請書兼誓約書

イ. 前年同月比で売上が50%以上の減少していることが確認できる書類

(確定申告書の写し及び月額の上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿、台帳の写し等)

ウ. テナント入居者がビルオーナー様へ支払った水道料金の金額が確認できる書類

(領収書、賃貸契約書等)

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

提出先・期限

【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**原則郵送での申請となります**)

※上下水道局営業課でも提出は可能ですが、窓口の混雑を避けるため**必ず事前に電話予約をお願いします。**(受付 平日8:30~17:15まで)

【受付開始】 令和3年1月8日(金) から

【申請期限】 2月請求分の免除申請 } **令和3年3月8日(月) 必着**
3月請求分の免除申請 }

[お問い合わせ・ご相談先]

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211 (平日8:30~17:15まで)